

3 長薬発第 468 号
令和 3 年 7 月 30 日

地域薬剤師会長 様
職種部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

長野県肝炎医療コーディネーターの認定希望者募集について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では、肝炎ウィルス検査で陽性や要治療となった方が、適切な医療を受けられるようにコーディネートができる者を養成し、肝炎対策の推進を図るため、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」に基づき、肝炎医療コーディネーターの養成を行っています。

この度、今年度の長野県肝炎医療コーディネーターの募集を開始する旨、長野県健康福祉部長から通知がありました。

つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会(部会)会員にご周知いただき、多くの方が「長野県肝炎医療コーディネーター」として応募されますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL : 0263-34-5511 FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp



3感第282号
令和3年(2021年)7月21日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県肝炎医療コーディネーターの認定希望者募集について (通知)

日頃から、県の肝炎対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、肝炎ウイルス検査で陽性や要治療となった方が、適切な医療を受けられるようにコーディネーターができる者を養成し、肝炎対策の推進を図るため、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」に基づき、肝炎医療コーディネーターの養成を行っています。

つきましては、今年度の長野県肝炎医療コーディネーターを下記のとおり募集しますので、多くの方々に御応募いただけるよう周知いただくとともに、応募について格別の御配慮をお願いいたします。

なお、認定にあたっては、「肝炎医療従事者等研修会」を受講いただき、習熟度に関する試験に合格することが要件となります。

記

1 募集期間

令和3年7月21日(水)から令和3年9月21日(火)まで

2 申込先

長野県庁 健康福祉部 感染症対策課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

3 申込書及び関係様式等

長野県公式ホームページ(下記アドレス)に掲載されています。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/happyou/coordinator.html>

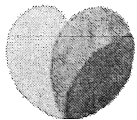
4 肝炎医療従事者等研修会及び習熟度に関する試験

認定のための研修会及び試験は、オンラインにより実施します。

研修会は事前登録制となりますので、認定希望者は、申込サイトから期日までに受講申し込みを行ってください。

- (1) 申込サイト <https://kenshu-kanen.org/>
(2) 申込期日 令和3年8月15日(日)

担 当	感染症対策課 感染症対応担当 大日方 隆(課長) 山本 英史(担当)
電 話	026-235-7148(直通)
ファクシミリ	026-235-7334
電子メール	kansen@pref.nagano.lg.jp



「長野県肝炎医療コーディネーター」認定希望者を募集します

肝炎患者等が適切な医療や支援を受けられるようにコーディネートできる方を養成し、肝炎対策の推進を図るため、今年度の認定希望者を募集します。

1 対象者

- ・医師、看護師、薬剤師、保健師等の保健医療関係者
- ・市町村の肝炎対策担当者
- ・肝炎患者又はその家族
- ・その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する方

2 認定要件

3の肝炎医療従事者等研修会を受講し、4の認定試験に合格することが認定要件となります。

3 肝炎医療従事者等研修会

オンラインにより同じ内容で3回開催しますので、いずれか1回を受講してください。

受講は事前登録制ですので、申込サイトから期日までに申し込みを行ってください。

- ・配信日 第1回 8月27日(金)19時～、第2回 8月28日(土)16時～、
第3回 8月29日(日)13時～ ※各回1時間30分程度を予定
- ・申込サイト <https://kenshu-kanen.org/>
QRコードからもアクセスできます。
- ・申込期日 8月15日(日)



4 認定試験

上記、研修会申込サイトから試験を受験できますので、研修受講後、令和3年9月15日(水)までに試験を受けてください。

試験に合格された方へ、認定証をお送りします。※70点以上で合格

5 申込先等

認定希望者は、所属機関等を通じて認定申込書を郵送又は持参により提出してください。

- ◇提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 健康福祉部 感染症対策課

◇認定申込書は下記サイトから入手できます。

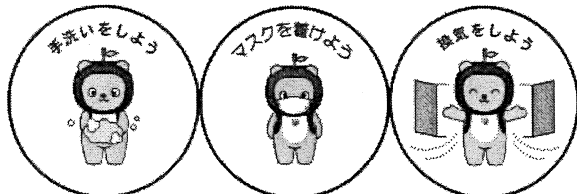
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/nanbyo/coordinator.html>

※長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱をご一読いただいた上で、お申込みください。

◇募集期間：令和3年7月21日(水)から令和3年9月21日(火)まで(必着)

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルケマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部感染症対策課

(課長)大日方 隆 (担当)山本 英史

電話：026-235-7148(直通)

026-232-0111(代表) 内線 2646

FAX：026-235-7334

E-mail kansen@pref.nagano.lg.jp

長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、長野県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次のとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及びその他の医療機関

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 研修会等への参加

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所及び市町村の肝炎対策担当部署

ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) (1)又は(2)以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発

イ 肝炎患者等からの医療や生活等に関する相談

ウ ア及びイのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条 コーディネーターは、拠点病院、専門医療機関、その他の医療機関、保健所、市町村の肝炎対策担当部署、薬局及び肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、前項に規定する機関にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し公表するものとする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、看護師、薬剤師等の保健医療関係者、保健所の保健師、市町村の肝炎対策担当者、肝炎患者又はその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県または県が委託等を行った機関が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格（原則、70点以上）した者

- 2 前項（１）に規定する者で、コーディネーターを希望する者は、所属する機関等を通じて申込書（様式１）を県へ提出するものとする。
- 3 第１項（２）に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - （１）肝疾患の基本的な知識
 - （２）県の肝炎対策
 - （３）県の肝疾患診療連携体制
 - （４）その他肝疾患に関する事項
- 4 知事は、第１項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式２）を交付し、名簿（様式３）に登録を行うものとする。
- 5 コーディネーターは、配置機関の変更等の理由により名簿の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式６）を県へ提出するものとする。
- 6 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第１項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
 - （１）コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - （２）疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - （３）本人から辞退届（様式４）の提出があったとき
 - （４）第８条に規定する更新研修を受講しなかったとき（技能向上及び活動支援）
- 第６条 県は、研修会の開催、情報提供等により、コーディネーターの継続的な技能の向上を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストをホームページ等に掲載し周知を図るものとする。
（守秘義務）
- 第７条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第５条第６項の規定により認定を取り消された後も同様とする。
（認定更新）
- 第８条 コーディネーターは、更新を希望する場合は、県または県が委託等を行った機関が実施する更新研修を３年に１回以上受講しなければならない。
（活動報告）
- 第９条 コーディネーターは、当年度の活動状況について、翌年度の４月末日までに、活動状況報告書（様式５）により県に報告しなければならない。
（その他）
- 第１０条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月２０日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

長野県知事 様

氏 名 _____

長野県肝炎医療コーディネーター申込書

長野県肝炎医療コーディネーターとして活動することを希望しますので、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」第 5 条第 2 項の規定により申し込みます。

記

所 属 機 関	名 称	
	住 所	
	部 署 名 等	
	職 種 等	
	連 絡 先 (電話番号)	

上記の者は、長野県肝炎医療コーディネーターとして適任であると認められます。

所属機関
住 所
名 称
代表者

印

第 ー 号

認 定 証

氏 名

あなたを、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」第5条第4項の規定により「長野県肝炎医療コーディネーター」として認定します。

年 月 日

長野県知事

(様式3)

長野県肝炎医療コーディネーター名簿

[illegible]

(様式4)

年 月 日

長野県知事 様

氏 名

長野県肝炎医療コーディネーター認定に係る辞退届

長野県肝炎医療コーディネーターを辞退したいので、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」第5条第6項第3号の規定に基づき届出ます。

記

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 一 号
辞退理由	

(添付書類) 認定証

(様式5)

年 月 日

長野県知事 様

認定番号 第 一 号

氏 名

____年度 長野県肝炎医療コーディネーター活動状況報告書

____年度の活動状況について、「長野県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事項	報告内容	記載方法等
①コーディネーター 配置場所等	【所属等（相談窓口）】	〔記載例〕 〇〇病院〇〇 〇〇保健所〇〇課 など
②肝炎に関する相談	【相談者延人数】 _____人 【主な相談内容】	肝炎患者等から相談を受けた人数とその相談内容を記入 〔記載例〕 治療方法(インターフェロ ン治療) 県の医療費助成制度 肝炎訴訟 など
③肝炎に関する啓発	【実施者数】 _____人 【実施方法】	集りの際や業務の中で 肝炎について周知・啓 発した内容を記入 〔記載例〕 〇〇会議で、 資料(チラシ△△) を配布 〇〇について説明 など
④肝炎ウイルス検査 の受検勧奨	【実施者数】 _____人	保健所等が実施する肝 炎ウイルス検査を受け るように勧めた人数を 記入
⑤肝炎ウイルス陽性 者に対する受診勧 奨・フォローアップ	【実施者数】 _____人	肝炎ウイルス検査の結 果、陽性となった者に 医療機関を受診するよ うに勧めた人数を記入
⑥その他		上記①～⑤のいずれに も該当しない活動を実 施した場合に、その活 動内容を記入